

平成21年第2回太良町議会（臨時会第1回）会議録（第1日）						
招集年月日	平成21年5月29日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成21年5月29日 9時29分			議長	坂口久信
	閉会	平成21年5月29日 10時11分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	7番	見陣 泰幸	8番	久保 繁幸	9番	末次 利男
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 寺田 恵子		(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	佐藤 慎一		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	江口 司		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則	会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課長	桑原 達彦	農業委員会事務局長	藤木 修		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	社会教育課長	高田 由夫		
	健康増進課長	松本 太	太良病院事務長	毎原 哲也		
環境水道課長	土井 秀文					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成21年5月29日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案一括上程
町長提案 議案第30号～議案第41号
町長の提案理由の説明
- 日程第4 議案第30号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第31号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第32号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第36号 太良町議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第37号 町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第38号 教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第39号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第40号 財産の取得について
- 日程第15 議案第41号 財産の取得について

午前9時29分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。平成21年5月臨時議会の招集告示に基づき、応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中、全議員御出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。ただいまから平成21年第2回太良町議会（臨時会第1回）を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページと3ページに議事日程表がございますので、ごらんください。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議規則第114条の規定により、本会期の署名議員として7番見陣君、8番久保君、9番末次君、以上3君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、第1ページをごらん願います。

本会期につきましては、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案の一括上程。

町長提案の議案第30号から議案第41号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

皆さんおはようございます。平成21年第2回太良町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、全員の御出席を賜りありがとうございます。

それでは、議案第30号から議案第41号まで、順を追って提案理由を説明させていただきます。

議案第30号は専決処分事項の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日施行されたことに伴い、太良町税条例の一部を改正する必要があるため、緊急を要する事項について地方自治法第179条の規定に基づき専決処分したので、その報告をし、議会の承認を求めるものでございます。

改正の主なものは、まず町民税につきましては4点の改正であります。

1点目が、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合の様式の追加の改正であります。

2点目が、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、長期譲渡所得のうち20,000千円以下にかかる場合については2.4%の税率、また、20,000千円を超える場合にかかる税率は3%の軽減税率を適用される期限を平成26年度まで5年間延長されるものでございます。

3点目は、上場株式等の配当所得に係る町民税の課税の特例で、上場株式等に係る課税配当所得の金額のうち1,000千円以下である場合にかかる税率1.8%及び1,000千円を超える場合にかかる税率3%の扱いが廃止され、課税配当所得の金額に1.8%の軽減税率を適用するなどの改正であります。

4点目が、上場株式等の譲渡所得等に係る町民税の課税の特例税、上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち5,000千円以下である場合に係る税率1.8%及び5,000千円を超える場合に係る税率3%の扱いが廃止され、課税譲渡所得等の金額に1.8%の軽減税率を適用するなどの改正で、その適用期限が平成21年1月1日から平成23年12月31日まで3年間延長されるものでございます。

固定資産税につきましては、固定資産税の特例で宅地等に係る税負担の負担調整措置の改正で、平成18年度から平成20年度までを、平成21年度から平成23年度までに改正するものであります。

以上、所要の改正を行ったものでございます。

次に、議案第31号は、専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、平成21年4月1日に施行されたことに伴い、太良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、緊急を要する事項について、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分したので、その報告をし、議会の承認を求めるものでございます。

改正の主な内容は、応益割保険税等の2割軽減要件の見直しと、介護納付金額の課税限度額を90千円から100千円に引き上げるものでございます。

次に、議案第32号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

平成20年度太良町一般会計補正予算（第7号）は、地方交付税等の歳入予算額の確定に伴う補正及び事業費の確定等による歳出予算額の補正について、去る3月31日付で地方自治法第179条の規定に基づき、本会計の補正予算を専決したので、これを報告し、議会の承認を求めらるものでございます。

それでは、歳出について御説明をいたします。

15ページをごらんください。

減債基金費の基金積立金97,961千円は、今後の町債の元利償還金返済のため、今回の補正予算に係る剰余金を積み立てるものでございます。

ふるさと応援寄附金基金費の基金積立金850千円は、平成20年度に寄附を受けたふるさと応援寄附金を積み立てるものでございます。その他の歳出補正では、歳入の確定による財源の組み替えや事業費の確定による補正であります。

次に、歳入につきましては、地方譲与税、地方交付税、町債等の額の確定に伴う補正、財産収入では野崎分譲地の売り払いによる補正を行っております。

今回の専決による補正により、平成20年度太良町一般会計予算の総額は、歳入歳出ともに5,172,677千円となっております。

次に、議案第33号は、専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

平成20年度国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、国庫、県費の財政調整交付金の歳入予算額の確定に係る補正及び事業費の確定等による歳出予算額の補正について、去る3月31日付で地方自治法第179条の規定に基づき、本会計の補正予算を専決したので、これを報告し、議会の承認を求めます。

歳出の主なものは、特定健康診査等事業費の確定による1,964千円の減額補正並びに町立太良病院事業会計繰出金1,300千円等でございます。

次に、議案第34号は、専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

平成20年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、事業費の確定による歳入歳出予算額の補正について、去る3月31日付で地方自治法第179条の規定に基づき、本会計の補正予算を専決したので、これを報告し、議会の承認を求めます。

それでは、6ページをごらんください。

歳入では給水事業収入が減収する見込みでありますので、基金取り崩しにより財源を確保いたしております。

また、7ページの歳出につきましては、歳入の予算組み替えによる補正でございます。

次に、議案第35号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

平成20年度町立太良病院事業会計補正予算（第5号）は、資本的収入について、去る3月31日付で、地方自治法第179条の規定に基づき、本会計の補正予算を専決したので、これを報告し、議会の承認を求めます。

それでは、3ページをごらんください。

資本的収入の補助金のうち、他会計補助金を1,300千円増額しております。内容は、平成20年度に実施した防犯カメラ増設工事及びリハビリ室カーテン取り付け工事に要した費用に対する国民健康保険特別調整交付金でございます。

次に、議案第36号から39号までは、平成21年6月支給の議員、町長、副町長、教育長の期末手当及び職員の期末勤勉手当を、国家公務員の期末勤勉手当改正に準じ改正するために所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第40号は、財産の取得についてでございます。

本案は職員の業務用パソコン110台の購入に係るものでございます。平成21年5月12日に指名競争入札の結果、8,766,450円で、武雄市武雄町大字昭和800番地、リコー九州株式会社武雄営業所、所長、馬場崎 務が落札されたので、財産の取得について議会の議決を求めます。

参考までに指名業者、応札業者を申し上げます。

指名した業者は10社で、応札業者はN T T西日本九州佐賀支店佐賀営業所、リコー九州株式会社武雄営業所、株式会社学映システム、株式会社富士通エフエス西九州支店、三菱電機インフォメーションテクノロジー、株式会社九州支社、以上5社の業者であります。

次に、納入期限につきましては、議決日の翌日から平成21年6月30日までとなっております。

なお、予定価格は15,300千円で設定をいたしております。

次に、議案第41号は財産の取得についてであります。

本案は太良町消防団第9部、これは川原です。及び第15部、針牟田です。及び第23部、田古里に配備する消防積載車3台の購入に係るものでございます。

平成21年5月11日に指名競争入札の結果、7,338,420円で、佐賀市兵庫町淵4325番地の1、株式会社大東、代表取締役、栗山吉継が落札されたので、財産の取得について議会の議決を求めるものであります。

参考までに指名業者を申し上げます。

株式会社大東、株式会社鹿島防災具店、株式会社サガハツ、南里ポンプ株式会社、有限会社伊万里発動機、以上の5社であります。

次に、納入期限については、議決日の翌日から平成21年8月17日までとなっております。

なお、予定価格につきましては、8,820千円で設定をいたしております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案第30号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第30号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

これは税法の改正によってということですが、この長期譲渡所得が20,000千円以下が2.4%、20,000千円以上が3%ということで説明があったようですが、何%がこれになったのかですね。で、どれだけの軽減になるのか、その辺をちょっとお知らせいただきたいと思います。

○税務課長（江口 司君）

お答えします。

この2点目の優良住宅地の造成のための譲渡所得の軽減等については、太良町には特段ないわけですが、例えば、太良町が大浦あたりはもともと町有地を宅地に転売したわけですが、あれが個人の土地であって、それを造成した等々の場合が、この優良住宅地造成

に当たるわけですが、この場合の長期譲渡については、特段に20,000千円については特に2.4%に税率をしますよということで、譲渡所得についてはもともと——譲渡所得はいろいろございますが、一般的な譲渡所得については、町民税については3%ですね。それから、県民税が2%だと。この場合は優良住宅地等々の場合については、平成19年に改正がなっておるわけですが、その分の20,000千円以下の部分については、町民税については2.4%、県民税については1.6%で課税しますよというふうなことで、一般の譲渡所得とは若干違うということでございますけれども、太良町にはいまだそういう適用する住宅地等についてはございません。

以上です。

○9番（末次利男君）

これに関連してですが、この景気対策の一環だろうと思いますけれども、この個人的な譲渡の軽減というのはないわけですかね。

○税務課長（江口 司君）

この場合の優良住宅等の譲渡については、従来からやっていたものを期間の延長を図ったということで、特段に景気対策という趣旨があるかどうかはちょっとわかりません。

それから、一般の譲渡等についての軽減等については、平成19年の改正からは特段に変わっていないというようなことで御理解いただきたいと。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

今いろいろ御説明いただいたんですが、前提出していただいたような新旧対照表等々は提出していただけないのか。我々なかなかわかりづらい説明なんで、そういうとができれば提出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○税務課長（江口 司君）

お答えします。

新旧対照表については作成して総務課のほうにやっておったんですが、その後どうしたのか、ちょっと私どももわかりません。

以上です。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

新旧対照表についても、以後については配付をしたいと思っております。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第30号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第31号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第31号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第31号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第32号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第32号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありますか。

○12番（木下繁義君）

この5ページの補正額のマイナスの4,322千円について、ちょっと説明を求めます。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

これにつきましては、各学校の耐震診断の委託料、それから、耐震化の工事設計委託料の減額に伴うものでございます。多良小学校のほうを体育館を1棟、多良中の校舎を1棟、大

浦小の校舎を1棟、大浦中の校舎を1棟の耐震化でございます。

それで、耐震診断のほうは多良小学校2棟の校舎をさせていただきまして、この分について入札減の補正減額でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○12番（木下繁義君）

耐震の減額ということでございますが、この耐震の後にまた再度するというようなことはないんですか、その辺をお尋ねします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

平成21年度耐震工事をお願いしております。その後でございますけど、全協のほうで申し上げましたとおり、平成22年度残り4棟ですかね、それと平成20年度に耐震診断をしております多良小学校の2棟を計画させていただいております。これにつきまして、まだうちのほうで資料を作成中でございますので、執行部といいますか、上司のほうへ相談させていただいて進めたいと思っております。

○議長（坂口久信君）

よかですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第32号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第33号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第33号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第8 議案第34号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第9 議案第35号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第35号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第10～第13 議案第36号～議案第39号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第36号 太良町議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第13. 議案第39号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4議案を一括議題といたします。

質疑の方は議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

最初に、議案第36号 太良町議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第37号 町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第38号 教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

最後に、議案第39号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本

案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第40号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第40号 財産の取得についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

このパソコンの切りかえですけど、この耐用年数ですね、大体どのくらいが耐用年数か。そしてからまた、今までのこのパソコンは再利用といいますか、どういうふうに処分をされるのか、その辺についてお尋ねします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

パソコンの耐用年数につきましては、基本的に5年というふうに一般的に言われております。使い方によっていろいろありますけど、基本的に5年ということで一般的には想定をされております。

切りかえた後のパソコンの処分といいますか、使い道なんですけれども、今現在のところ、公民館で行われるパソコン教室に10台ないし15台ぐらい。あと残りについては町内の小・中学校のほうでパソコンを初心者用に勉強のために使うということで、一応教育委員会のほうに譲渡をしようというふうに予定をしております。

譲渡につきましては、すべてのデータを消去して処理した後、そういう形をとって利用をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

それで、切りかえるパソコンはほとんどもう配置ができるということですね。全部使用できるということですか、学校等に。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

機能的にどうしても、もう使い物にならんとかいう部分も数台ありますので、その辺は確認をして御利用いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第40号 財産の取得について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第41号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第41号 財産の取得についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

ここに消防積載車の購入となっておりますけれども、実際、経費節減のために統合問題ですね、それがずっとうたわれてきておったんですけれども、いつしか統合問題がちょっとばかり薄れているような気がいたしますけれども、その後の進捗はどのようになっておりますか。要するに、3つの部落が集まって積載車を1台というようなことだったら経費の節減に近くなると思いますけれども、しょっちゅう老朽化したなら仕方ありませんけれども、統合問題がやっぱり幾らか考えられるんじゃないかと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

この問題については過去いろいろ出てきておりますので、私たちのほうも消防団のほうにもお願いして、それで、前回については津ノ浦と牟田が統合したわけなんですけれども、もう1つほかの部にも統合の問題について投げ出しをしております。私のほうからそれぞれの区長さんにも説明しに行きまして、統合のほうをどうにかできないだろうかということをお願いをしております。消防団の幹部のほうについても、私のほうから説明しに行つて、お願いをしております。それで、統合する分についての積載車の更新等についても、いま一部見合せている状況で、その推移を見ながら今後更新等もかけていきたいと思っております。

○12番（木下繁義君）

やっぱりこの統合の問題は消防組織に依頼をすとか、地区の統合ですね、55の町内の統合とか、これもやっぱり行政で、ここはこう合併してくださいとかいうような指導をせんことには地区に任せても進まない、今までも一緒、進まんと思うわけですよ。特に消防なんかは少人数で非常の場合に現場に行つた。しかし、十二分な活動はできないために、あと

の消防団のほうが支障を来したというようなことも今まであつておる状況でございまして、やはり嬉野、塩田も合併する前は塩田は13部やったですか、それから、小長井地区も合併する前は7部とか、そういったこともあつておつた状況で、やはり行政改革、また、経費の削減、非常に消防団は大事であります。人命、財産、身体、これを守るといふことは消防団は絶対必要でありますけど、やはり広域消防も存在している今日でありますから、やっぱりこの辺も大きな財源の節約になるのではないかと、これが一番大きいと思います。この辺についても、もっともっと真剣に、積極的に取り組んでもらいたいというような町民の声もありますので、その辺について今後の考え方として答弁を求めたいと思います。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

安全、安心な町のためには、やっぱり消防団はなくてはならないものだと思っております。その上で団員の確保というのも消防団のほうも苦勞されているのも状況でありますけれども、今現在四百九十何名の方が消防団に入っていらっしゃいますので、そういう意識を高めるためもありますけれども、統合というのも、それは当然必要かと思っておりますので、こちらのほうについても積極的に推進をしていきたいと思っております。

○2番（山口 巖君）

同じ問題ですけれども、今奨励金を出しているわけでしょう、統合した場合ですね。500千円ですかね。ということは、500千円は消防関係に出すのか、行政地区というか、集落ですね、そこに出すのか、まずその辺からお願いします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

地区に出しますけれども、これは消防関係の予算に使ってくださいということで、こちらもお願いをしております。

○2番（山口 巖君）

ということは、やはりなかなか500千円ということで魅力はあるのかないのか、その金額はおのこの違ふと思いますが、もう少し推進を早めるというか、力を入れるということで、こういうした場合はこういう奨励金を500千円出しているよと。消防団員はもちろん知っているとします。しかし、町民全部がそれはもちろん知らない。それをもう少し知ってもらう。それかもう1つは、もう少し金額を上げてみてはどうかとか、そういう考えをちょっとお聞きしたいんですけど。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

私が区長さんに説明しに行くときは、そういう奨励金もありますよということで金額等も説明しておりますけれども、その金額を上げてどうこうというのは、今後の検討課題だと思

っております。それについては上司と相談しなきゃいけないと思っておりますけれども、消防団の統廃合の推進というのについては純然たるものを持って私たちも推進をしていきたいと思っております。

○5番（牟田則雄君）

消防団の条例の中での定数は大体500人になっとったですかね。団員のほうから時々聞かれますが、これが500人じゃなかったらいかんのか、それとも、500人という定員が交付税か何かの対象でどうしても変えられないという理由があるのか、そこら辺がちょっと団員の人たちからそれだけ無理して今の人口減の中で、必ず500人という条例をそのまま改正せずに、ずっとこれに——努力目標としては必要かわかりませんが、実際やっている人たちが、その条例の定数によって相当プレッシャーがあるというような話をよく聞かれますが、そこら辺がどうなっているのか、ちょっと話を聞かせてもらえませんか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

500人の定員というのは、それは基準がありまして、最近では国民保護法とかのいろいろな問題が出て、有事の際には何人必要かというのがありますので、500人というのは、数字上では今のところ適正な数字となっているとは思いますが、ただ、どうしてもやっぱり部の団員の確保とか、そういう問題が出てきた場合は、以前の議会でも説明しておりましたように、機能別消防団とか女性消防団員とか、そういうようなのも今度団員のほうに入れていって、有事の際とかには必要最小限の人数を確保していかなければならないかなとは思っております。

○財政課長（大串君義君）

先ほどの消防団員の500人について交付税がどうなっているかということですが、団員の数について交付税を算定するわけじゃなくて、人口等で算定して来ているということで、団員数は関係ありません。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

確認のためですが、そしたら、もう絶対500人にこだわるという基本的な理由はないわけですね。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

500人の数字については、それはもう変更しても、それはできるかと思っております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第41号 財産の取得について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

これで本臨時会に付議されました事件は議了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成21年第2回太良町議会（臨時会第1回）を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時11分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 見 陣 泰 幸

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 末 次 利 男